

## 音楽隊出場要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市消防音楽隊規程（平成4年千葉市消防局訓令（甲）第16号。以下「規程」という。）第10条第1項の規定による出場に関し、必要な事項を定める。

(出場に関する事務等)

第2条 音楽隊及び規程第3条に規定する音楽隊の所管（以下「音楽隊所管」という。）は、出場に関する事務等を行うものとする。

2 音楽隊は、次に掲げる事務等を行うものとする。

- (1) 出場の実動
- (2) 企画・構成
- (3) 演奏曲の選定
- (4) 広報内容の選定

3 音楽隊所管は、次に掲げる事務等を行うものとする。

- (1) 渉外事務
- (2) 出場日程管理

4 音楽隊所管は、規程第10条第1項第1号の規定により音楽隊が主催、共催又は主管する行事について、前項に定めるもののほか、必要に応じて次に掲げる事務等を行うものとする。

- (1) 行事の実施計画の策定
- (2) 行事の広告宣伝
- (3) 来場者の募集及び申込の受付事務
- (4) 行事運営に係る使役
- (5) 消防広報に係る資器材の準備
- (6) 前5号のほか音楽隊が行うことが困難な事項

(参加)

第3条 音楽隊は、前条第2項第2号の企画・構成について、必要に応じて次に掲げるものの参加を企画に組み入れることができる。

- (1) 消防局の各所属
- (2) 消防局以外の団体等

2 音楽隊は、前項の規定により企画に組み入れる場合には、音楽隊所管に事前に連絡をしなければならない。

3 音楽隊所管は、前項の規定による連絡を受けたときは、参加について事前に消防長の承認を受けなければならない。ただし、当該企画が第1項第1号に規定するもののみの参加を組み入れる場合には、この限りでない。

(定期演奏会)

第4条 音楽隊は、毎年1回、規程第1条の目的に最大限寄与するとともに、音楽隊の認知度を高め、以後の音楽隊による消防広報活動の効果をさらに高めることを目的とした行事を主催する。

2 当該行事の名称は、「定期演奏会」とする。

3 当該行事の開催時期は、毎年3月とする。

4 当該行事の開催場所は、原則として市内の1,000名程度が収容できるホール等とする。

5 音楽隊所管は、第2条第4項第4号の規定により、当該行事の運営に係る使役を行うときは、行事運営を円滑に進めるため、必要に応じて他所属に対して協力を求めることができる。

(協議)

第5条 音楽隊は、必要に応じて音楽隊所管と出場に関する協議を行うものとする。

(助言)

第6条 音楽隊所管は、必要に応じて音楽隊に出場に関する助言を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。